

第46回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年12月6日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 12月6日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 総務文教常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 民生生活常任委員会行政視察報告
- 日程第 5 産業建設常任委員会行政視察報告
- 日程第 6 第 39号議案 平成22年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 40号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 41号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 42号議案 平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 43号議案 平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 44号議案 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 45号議案 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 46号議案 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 47号議案 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

	第 48号議案	平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 49号議案	平成22年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 50号議案	平成22年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 51号議案	平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	第 54号議案	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 8	第 55号議案	宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 56号議案	宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について
日程第 10	第 57号議案	宍粟市分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 11	第 58号議案	宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について
	第 59号議案	宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 12	第 60号議案	平成23年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
日程第 13	第 61号議案	大字及び字の区域の変更について
日程第 14	第 62号議案	市道路線の認定について
日程第 15	第 63号議案	平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）
	第 64号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 65号議案	平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 66号議案	平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 総務文教常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 民生生活常任委員会行政視察報告
- 日程第 5 産業建設常任委員会行政視察報告
- 日程第 6 第 39号議案 平成22年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 40号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 41号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 42号議案 平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 43号議案 平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 44号議案 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 45号議案 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 46号議案 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 47号議案 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 48号議案 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 49号議案 平成22年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 50号議案 平成22年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 51号議案 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 第 54号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 第 55号議案 宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及

び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 第 56号議案 宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 第 57号議案 宍粟市分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 第 58号議案 宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について
第 59号議案 宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 第 60号議案 平成23年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
- 日程第 13 第 61号議案 大字及び字の区域の変更について
- 日程第 14 第 62号議案 市道路線の認定について
- 日程第 15 第 63号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）
第 64号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
第 65号議案 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
第 66号議案 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（19名）

2番	寄川靖宏	議員	3番	木藤幹雄	議員
4番	秋田裕三	議員	5番	東豊俊	議員
6番	福嶋 齊	議員	7番	伊藤一郎	議員
8番	岩路昭美	議員	9番	藤原正憲	議員
10番	大倉澄子	議員	11番	實友 勉	議員
12番	高山政信	議員	13番	山下由美	議員
14番	岡前治生	議員	15番	山根 昇	議員
16番	小林健志	議員	17番	大上正司	議員
18番	西本 諭	議員	19番	岡崎久和	議員
20番	岡田初雄	議員			

欠 席 議 員 (1 名)

1 番 岸 本 義 明 議 員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	畑 中 正 之 君	書	記 椴 谷 米 男 君
書	記 原 田 涉 君	書	記 松 原 よしみ 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	上 田 学 君
千種市民局長	秋 武 賢 是 君	まちづくり推進部長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	杉 尾 克 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。平成23年12月議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに議会議員各位、市長を初め当局の方々には御健勝にて御参集され、第46回宍粟市議会定例会が開催されますことは、宍粟市の発展に寄与するものと大変喜ばしく思うところであります。

冷たい雨が、吹く風にその身を変えながら、風花となって、山は雪だと教えてくれます。風に漂って一瞬の輝きを残して散っていく風花は、まるで幻の花のように見えます。人々はそこに命の輝きとはかなさを見たのかもしれませんが。自然の営みを人はまた静かに見詰めることのできる心を持っていることを大変うれしく思います。

ことしこそ、そう思いながら明けた平成23年も、ここに来て師走を迎えました。思い思いにそこここで1年を顧みながら、この人に、あの人には、そう心を込めての思いが交わされます。

今定例会には18名の議員各位の一般質問の通告がございます。議論の深まる中で、新しい年への知恵が生まれることを期待してやみません。

さて、9月議会最終日に設置されました決算特別委員会には9名の委員の方々を初め、当局には連日熱心に御議論いただきましたことを感謝申し上げます。この後、大倉澄子委員長より報告がありますが、平成22年度のまさに総括でございます。御傾聴願いたいと思います。

また、この間、市当局と市議会に対し、大変多くの署名のついた請願や嘆願が寄せられ、長年の懸案事項が大きな局面を迎えようとしています。二元代表制の一翼を担う議会として、この二つの問題には真摯に取り組んできたところでございますが、もとより合議体である議会は賛成者もあれば反対者もあり、多数決で決した状況を真摯に受けとめられ、その遂行に当局の英断を期待するものであります。

師走に入り、はや6日となり、年の瀬を迎えようとしています。今年を振り返るには、余りにも大きな悲劇を思い出さざるを得ません。遠く離れた東北の出来事ではありますが、日本じゅうを覆う暗雲は、この宍粟の地にも関係なくはありません。より真摯、真剣な議会を開催し、結局そのことが被災地を応援することになると信じながら、議員も、市長を初めとする当局も、今年最後の努力を要請し、言葉足りませんが、開会のあいさつといたします。御苦労さまでございます。

市長、あいさつをお願いします。

○市長（田路 勝君） 皆さん、おはようございます。

第46回宍粟市議会定例会の開会に当たりまして、一言、お礼なりごあいさつを申し上げます。

議員各位には御健勝にて出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

さて、ことしも年の瀬を迎えてまいりましたが、この1年を振り返りますと、家族、ふるさと、そしてきずなの大切さを改めて認識させられた年になったと思っております。3月11日に発災した東日本大震災、その被災地の復旧・復興のためにと市民の皆さんからいただいた、しそう応援米を初めとする物資や義援金、世界各地から寄せられた各種の支援など、まさに人々の心の暖かさを感じたところであります。

あす7日には、第3便となるしそう応援米1,800袋余りを石巻市に送ることとしたしておりますが、12月に入り、一段と寒さが増してきた中で、被災地での寒さも相当なものと思います。きずなの心を込めた応援米が、被災者の皆さんが心身ともに暖を得られる一助になればと思いますとともに、これまで何かと御協力をいただきました市民の皆さん、そしてまた議会の皆さんに感謝とお礼を申し上げる次第であります。

また、10月19日から11月9日には市連合自治会との共催による行政懇談会を開催いたしました。延べ890名の市民の皆さんに御参加をいただき、また議員の皆さんにも大変お世話になりました。各会場でいただきました御意見、御提言につきましては真摯に受けとめ、これからのまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

なお、いただいた御意見、御提言としましては、安全・安心のまちづくり、地域活性化政策推進、道路整備が多く、学校規模適正化、幼保一元化については、特に児童・幼児数の減少が著しい地域において、多くの意見を賜りました。中でも波賀町、千種町の会場では、幼保一元化と学校給食センター機能集積に係る意見交換に、その大部分を要したところであります。今定例会においても千種町の幼保一元化や波賀給食センター機能集積についての御質問が出ておりますが、この件につきましては先般11月28日及び29日の両日において直接市民の皆さんの御意見やお考えを聞かせていただくため、それぞれ関係団体代表者との懇談を持ったところであります。今後、今定例会での議員の皆さんからの御意見や市民の皆さんからの御意見、課題等を整理する中で、市政を預かる者としての方針をお示ししたいと考えております。

なお、学校規模適正化と幼保一元化については、少子化が進行する状況下において、子どもたちのために必須のことと考えております。その時期や内容については考慮すべき点もあると思いますが、推進を図るべき施策であると判断しているところであります。

また、学校給食センター機能集積についても大変厳しい財政状況下において、そしてまた行革の大綱にも決められたものであり、取り組まなければならない施策であると判断をしているところであります。

さて、今定例議会においては、人権擁護委員候補者の推薦、関連法令の改正に伴う各種条例改正、多様化する土地改良事業制度における分担金の柔軟な対応を踏まえた宍粟市分担金徴収条例の一部改正、市管理区域の明確化を図るための市道路線の認定、本年9月の台風12号による災害復旧経費や福祉世帯水道料金等助成金等の補正を含む一般会計補正予算案件など、合わせまして13件の議案を上程いたしております。

議員各位におかれましては、それぞれの案件、内容等を慎重に御審議をいただき、御決定賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（岡田初雄君） 御報告申し上げます。岸本義明議員より、本日の会議を欠席する旨の申し出がありましたので、報告をいたします。

ただいまから、第46回宍粟市議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の本会議に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長あての報告書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、本日、市長から議案13件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

8番、岩薮昭美議員、10番、大倉澄子議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの17日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月22日までの17日間に決定しました。

日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告について

○議長（岡田初雄君） 日程第3、総務文教常任委員会行政視察報告についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 総務文教常任委員会視察の報告をいたします。

視察日、平成23年10月26日及び27日、視察先につきましては、広島県世羅郡世羅町、高知県高原郡梶原町、この2カ所であります。出席議員は秋田、西本、木藤、東、岩薮、大倉、山下議員及び岡田議長であります。同行、まちづくり推進部環境創造課長世良、教育委員会こども未来課副課長田中であります。事務局、楳谷であります。

視察先の概要であります。世羅町につきましては、10月26日、視察テーマ、認定こども園、私立めぐみ幼稚園・保育園の運営と取り組みの状況についてであります。

主な取り組みの状況であります。世羅めぐみ認定こども園の概況につきまして、公立保育所の再編整備計画と整合する新たな私立保育所（世羅めぐみ保育園）を平成21年4月に開所し、幼保連携型の認定こども園としてスタートしたものであります。入所児童数につきましては、保育園が131名、幼稚園が94名の園であります。資料をめぐりまして、整備計画と進捗状況であります。世羅町次世代育成支援行

動計画、世羅町保育所再編整備計画に基づき、公立保育所13施設を5保育所1分園に平成21年4月から再配置をしたところのものであります。

これらを見た所感であります。委員各位の所感をまとめますと、世羅めぐみ認定こども園については明るくまとまった施設でありまして、多くの子どもたちが十分な保育士のもと運営をされておりました。集団が小規模では限界があり、一定規模以上になると教育・保育効果が出ています。また、施設については防災及び安全面から建屋の構造配置を管理しやすいL型でやっておられまして、これが非常に印象に残りました。なお、教育環境整備は時代の先端を行くぐらいの改善が行政及び政治の役目であろうと、このように考えるところでありました。これが見学させていただきました委員各位の大まかな所感であります。

次に、高知県高原郡梶原町、10月27日に行きました。視察テーマにつきましては自然エネルギーを生かしたまちづくりであります。

梶原町の概要を申し上げますと、清流四万十川の源流域にあります。人口は3,853人、世帯数1,777世帯、実に高齢化が40%であります。面積は236平方キロメートルであります。

主な取り組みといたしましては、梶原町の自然エネルギーを利用したまちづくりであります。①風力発電等があります。なお、この風力発電を活用いたしました売電収入につきましてはかざぐるま環境基金に修繕費を除いた純利益を積み上げております。この基金から間伐補助、個人住宅の補助等に資金の循環を行ってまいります。それから太陽光発電、4キロワットを上限に1キロワット当たり20万円、最高で80万円の助成をされておると。その他ペレットストーブ、エコキュート、太陽熱温水器、その他に4分の1の補助がついてあります。

めぐりまして、公共施設の太陽光発電、これは町の庁舎でやっておられます。それから⑤になりますが、小水力発電、昭和44年に6メートルの落差を利用して小水力発電を建設されております。出力は53キロワット、これは昼間隣の小中一貫校の梶原学園に供給いたしまして、夜間は町の街路82基を供給し、町を明るくしてるといふことでもあります。余った電力は四国電力に売電している。なお、一貫校の梶原学園の使用率は90%を賄っております。

その他、木質バイオの有効活用であります。

少し飛びまして中ほどであります。今まで切り捨て間伐でありましたものをペレット工場に間伐材を持ち込むと、これをトン当たり4,000円で買い取っておられました。こういった資金の原資は風力発電その他の売電から得られるところのもの

であります。

あと、その他地熱の利用も十分やっておいででした。

所感に参りますが、委員各位の印象といたしましては、高齢化率30%を超える町、当市がそういったところに該当するかもわかりませんが、山間地の生き方を考えていかねばならないと、このように思います。梶原町は行政方針にエネルギー政策を明示し、それに沿った交付金を国・県に求め、その発電施設等から得られる収入を町民に間伐材の補助金などとして循環されております。これらの環境の取り組みについて梶原町が提出した提案書が高く評価され、平成21年度に環境モデル都市の認定を受けておられます。いずれも当市に導入を図るときは市政方針を具体的に明文化し、宍粟市の面的支援、そういったものを活用しながら具体策を立案しないとエコアクションプランに掲げる2030年の数値目標である自給率70%については机上の空論となるわけでありますから、これについてはなかなか難しいものがあると思いますので、願わくば政策を明示すると、こういう方針が必要であろうと、こういったことが委員各位の所感でありました。

以上であります。終わります。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで、総務文教常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第4 民生生活常任委員会行政視察報告について

○議長（岡田初雄君） 日程第4、民生生活常任委員会行政視察報告についてを議題といたします。

民生生活常任委員会委員長の報告を求めます。

民生生活常任委員会委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 当委員会の視察報告を行います。

10月6日から10月7日にかけて、滋賀県甲賀市株式会社水口テクノス及び堺市への行政視察をしてきましたので、御報告申し上げます。

滋賀県甲賀市は平成12年1月に県下市町村で初めてISO14001（環境マネジメントシステム）を認証取得し、省エネ、省資源を初め、事業全般にわたり、環境配慮の施策を展開してきたところであります。

ごみ対策についても、住民の協力を得ながら細かい分別収集を行い、改めて家庭ごみの組成を見直す分別収集を行っています。そのことにより、約4割（湿重量比）が生ごみであったため、株式会社水口テクノスと協働により、生ごみを堆肥化し、土に戻すことでごみの減量化を図られ、かつ地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制し、ダイオキシン対策にも有効であることから、環境型社会構築の一つと考え、家庭から出る生ごみの堆肥化に取り組んでいます。

生ごみ堆肥システム導入に当たっての考え方は、家庭での分別は簡単で手間のかからないこと、悪臭を極力抑えること、堆肥がすべて利用できること、堆肥化に際し、エネルギー消費を極力抑制することなどの課題を踏まえ、町がごみ処理やリサイクル処理を委託している民間会社に依頼し、会社から提案されたものを検討した結果、現在のシステムができ上がったとのことであります。

生ごみ堆肥化システムの仕組みとして大きく四つのプロセスに分け、生ごみ堆肥を各家庭へ戻す完全循環システムを実施されています。プロセスは家庭、回収、発酵、戻しとなっており、平成23年3月末現在では8,300を超える世帯が参加しています。また、市としても現在も出前講座等でさらなる推進を図っています。施設及び事業費については、事業主体は甲賀市であるが、運営は民間業者にすべて委託しています。したがって、堆肥化施設やそれに付随する施設等はすべて委託会社がやっております。

環境モデル都市とは、温室効果ガス排出の大幅な削減など、低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げ、先進的な取り組みにチャレンジする都市・地域のことを言っております。この考え方で、堺市は平成21年1月23日にモデル都市の認定を受け、同年4月1日に堺市環境モデル都市構造計画を策定され、同年5月25日、多様な企業により堺市環境都市推進協議会設立総会や都市宣言を行っています。

都市宣言内容としましては、現在の地球温暖化は地球上のすべての生命を脅かすほど深刻なものとなっています。そのため、私たちは市民、企業、大学等研究機関、団体、行政が相互に連携し、それぞれが主体性を持って温室効果ガス削減に向けた生活様式と事業活動への転換に取り組む必要がありますと宣言されています。

取り組みの中でも住宅への太陽光発電システムの普及・拡大については、設置者への助成等の経済的支援を軸に、太陽光発電の普及・拡大に向けたいろいろな仕組みやシステムを準備され、市民に対する太陽光発電システム設置を促進し、「まちなかソーラー発電所」の構築を図っています。また、自転車を生かし、歩いて楽しいまちづくりを推進され、コミュニティサイクルシステムとして主要4駅にレンタ

サイクルポイントを設置されたり、450台の自転車を配置して実施されているところでもあります。

以上で、生ごみ堆肥化事業や太陽光発電システム等の説明を受け、宍粟市の今後においても環境に対する意識を市民、企業、そして行政で考えていく必要性があると感じて、報告といたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで、民生生活文教常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第5 産業建設常任委員会行政視察報告について

○議長（岡田初雄君） 日程第5、産業建設常任委員会行政視察報告についてを議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 平成23年度産業建設常任委員会行政視察を実施しましたので、会議規則第104条の規定により、報告いたします。

視察年月日は平成23年10月24日月曜日から25日火曜日にかけてでございます。

視察先は島根県邑智郡邑南町と島根県雲南市でございます。

出席委員は私、小林と實友副委員長、福嶋委員、山根委員、岡崎委員、それから岡田議長であります。同行者は産業部の平野部長、商工観光課、前田課長、事務局随行は原田主査であります。

視察概要としましては、まず10月24日に訪問いたしました島根県邑智郡邑南町ですが、特産品販売「みずほスタイル」の取り組みについてを視察のテーマとして研修いたしました。邑南町側の出席者は議長、商工観光課長、同課主任主事、農林振興課主任、議会事務局長の5名でございます。

邑南町の概要を申し上げますと、平成16年10月に2町1村が合併して誕生しております。島根県中東部に位置し、面積は419.2平方キロメートルで、ほとんどが山林であり、1,000メートル級の急峻な地形も分布しております。平成22年10月の国勢調査の人口は1万1,966人、世帯数は4,430世帯でございます。

主な取り組み状況を説明しますと、インターネットお取り寄せサイト「みずほス

「マイル」では、食を切り口にした産業振興を目指しており、町独自で実施されている特産品コンテストの審査員には料理評論家の平野レミさん等有名人を起用するなど、外に向けた話題をとり、販路を広げていられました。また外部から全国トップレベルの講師を招いて生産者を対象に講習会を開いておられます。これにより、生産者の意識を高め、生産からマーケティング、ブランド化、販売戦略まで幅広いノウハウを習得し、育成を図っておられます。当初、観光協会で運営していたサイトは道の駅に運営を委託、軌道に乗った現在は農協に委託しており、年間3,000万円を売り上げておられます。みずほスタイルの商品はインターネットだけではなく、道の駅みずほでも取りそろえることができます。説明を受けた後、道の駅の視察もさせていただきました。また、あえてA級グルメを取り上げ、小ロット商品をパッケージ化して売り出しておられます。食の担い手を育成する事業でシェフやパティシエ、ソムリエなどの料理人を誘致し、地産地消90%のレストランをオープンされ、3年をかけて食の人材育成をされています。

次に、10月25日に訪問しました島根県雲南市であります。視察テーマとしましては、ブランド化プロジェクト、産業振興センター、農商工連携協議会、それぞれの取り組みについてでございます。雲南市出席者は、議長、産業振興課長、同課副主幹、政策推進課主幹技師、副主幹、議会事務局次長、副主幹の7名であります。

雲南市の概要は、平成16年11月に5町1村が合併して誕生、島根県東部に位置し、面積553.4平方キロメートルで、大半が山林で、1,000メートル級の地形も分布しています。平成22年10月の国勢調査では人口4万1,927人、世帯数1万2,908世帯であります。

雲南市での視察テーマの主な取り組み状況についてでございます。

まず、ブランド化プロジェクトは大きくはまちづくり施策でありまして、その中に産業施策であったり、観光であったり、教育施策があります。これは合併により市全体が一体感を持つように設置したトップダウンのプロジェクトでありまして、政策推進課、産業振興課、教育委員会が中心となって進められておられます。町全体をブランド化し、地域資源をしっかりと守り育てる、人の輪のネットワークを大切に、市民の一体化に重点を置かれています。映画制作や写真集発行、ラッピングバス、商店街全体を使った雲南レストラン、里山再生事業、職業体験、市内で栽培が盛んなトウガラシやニンニクを活用するスパイスプロジェクト、地域の材料でのお菓子をつくるスイーツプロジェクト等、さまざまな取り組みをされています。

次に、産業振興センター、市役所の産業振興課の内室として設置され、課の職員

が併任されています。産業創出プロデューサーと外部アドバイザーを配置し、地場産業振興のための技術開発・市場開拓、交流、経営、起業、誘致等の情報発信やコーディネート、機会提供、営業活動を行っておられます。

最後に、農商工連携協議会では、市長が会長となって協議会を設立、農商工のマッチングで食品産業等の商工業と農業の異種交流会で地元の食材を地元で使うことを目指しておられます。団体からの参加が原則で、手挙げ方式で参加する幾つかのプロジェクトチームがあり、成果を上げておられます。

二つの自治体の取り組みを視察・研修させていただき、市政の発展には地域のブランド力が大切であり、市民一体となったブランド化戦略が必要であると感じました。市の外に向けての発信ばかりでなく、まずは宍粟市に住んでおられる人に情報を発信し、参加していただくことが重要であります。

以上で報告を終わります。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第6 第39号議案～第51号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第39号議案、平成22年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第51号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案を一括議題といたします。本議案は去る9月26日の本会議で決算特別委員会に審査を付託していたものであります。決算特別委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、10番、大倉澄子議員。

○決算特別委員会委員長（大倉澄子君） それでは御報告いたします。

宍粟市議会議長、岡田初雄様。決算特別委員会委員長、大倉澄子。

決算特別委員会報告書。

下記のとおり、第43回宍粟市議会定例会に上程があり、審査付託のありました平成22年度歳入歳出決算に係る決算特別委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、御報告いたします。

記。審査日、平成23年10月11日、12日、13日、17日、18日、28日であります。

審査場所、出席議員、説明員、審査資料は記載のとおりであります。

平成22年度決算特別委員会審査報告書。

平成23年9月26日、第43回宍粟市議会定例会において上程のありました第39号議案、平成22年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第51号議案、宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案の審査につきまして、決算特別委員会が設置され、委員長に大倉澄子、副委員長に福嶋 斉を選出し、その後、審査日程及び審査要領を協議いたしました。

日程は前述のとおりで、平成22年度主要な施策の成果説明書を中心に審査することといたしました。以下、審査の結果を御報告いたします。

初めに、一般会計から御報告いたします。

歳入歳出額は記載のとおりであります。歳入の主なものは記載のとおりであります。市税では個人市民税が1億5,000万円を超すマイナスで、徴収率も低下している状況は看過できません。地方交付税は前年比プラス3.8%、国県支出金は前年より21.5%の伸びであります。市債は前年比の2億円余り、約5%減少しており、財政健全化への努力の跡がうかがえます。

歳出の主なものの金額と構成比は記載のとおりであります。人件費につきましては、職員の減員も一応の落ちつきが見え、対前年比1%未満の減にとどまり、これ以上の減額は余り期待できないところに来ております。

普通建設事業費は、地域情報基盤整備事業や火葬場の建設が前年度終了により減、反対に災害復旧は前年からの繰越事業により約2.4倍に膨れ上がっております。国の施策を反映し、扶助費は大幅にふえております。

次に、一般会計に属する各部局の主な状況と委員からの意見等を御説明いたします。

まちづくり推進部。

創造と挑戦の年と位置づけ、各種の計画策定を初め、自治基本条例の策定などに取り組んでおります。宍粟市総合計画基本構想の後期基本計画は節ごとに指標が設定されております。

地域公共交通総合連携計画につきましては、千種－波賀間の実証運行計画を策定し、平成23年度より取り組みを行っておりますが、利用者が少なく、利用しやすい方法の検討をお願いするものであります。

環境基本計画、世界に誇れる環境主都という大きな目標も、宍粟市全体の理解と市民の協働がない限り、絵にかいたもちになりかねません。市政への市民参画につ

いては、市民と情報の共有を図ることが最も大切であります。しーたん通信、しそ
うチャンネルなど、申込率の低いところへは加入促進に力を入れていただくよう求
めます。

人権推進につきましては、市民のニーズに合ったスムーズな対応をお願いし、だ
れもが人権を侵害されることのない市を築いてもらいたいと思います。いずれの計
画も、元気で明るいまちづくりのために、確実に進めていただきたいと思います。

次に、総務部であります。

一般会計と特別会計を合わせた13会計、全て黒字決算であります。経常収支比率
は2.3%改善されておりますが、実質公債費比率は0.4%悪化しており、依然として
危険水域であります。合併特例債を含めた起債の状況等につきましては、十分な注
意が必要とされます。

指定管理につきましては、市場テストを行うとのことでありました。職員研修に
は、もっと予算をとっていただき、海外研修も含め、専門性を身につけるようにす
べきとの意見も出ております。庁舎管理費や借地問題などの委員指摘事項につきま
しては、財政改善に向け、より一層の努力を求めます。

次に、市民生活部。

税の滞納問題について、様々な法令と照らし合わせ、納得のできる不納欠損処理
を行い、不公平感を払拭すべきであり、早急に応える必要があります。

宍粟クリーンセンターのし尿と汚泥処理に関しましては、効率性を重視して今か
ら計画を進めていただくようお願いいたします。

住宅建設・改修資金の償還につきましては、実態を調査し、適正な不良債権処理
を行うべきであります。

防災センターにつきましては、経費削減を図り、本庁舎や文化会館と機能調整し、
効果的な運営に努めていただくようお願いいたします。災害時の避難体制につきま
しては、避難勧告は消防団などと連携を密にし、現場の状況をしっかりと見きわめ
た上で、実施されるようお願いいたします。また、旧山崎町、3市民局の指導・連
絡体制はだれにでもわかる体制にさせていただくようお願いいたします。

次に、健康福祉部であります。

健康福祉部に関連する支援団体に対しては、本来、市が行う事業でもあり、予算
査定はしっかり行っていただきたいと思います。

外出支援サービスは、利用の実態などを丁寧に調査し、分析し、他の地域公共交
通との連携も図るべきであります。

保健師につきましては、業務量に応じた適正な人員確保を求めます。また、若い男性の受診率が特に低い特定健康受診は啓発に努めるべきであります。

ふえる傾向が著しいDVの問題は、不幸な事件を未然に防ぐよう、しっかりとした対応をお願いいたします。平成21年災害でボランティアを推奨していることもあり、しっかりと補助をしていく必要性を感じます。また、さつき園の民営化計画に伴う現施設の取り壊しには、公費負担を考えるべきであります。

次に、産業部であります。

産業部では、農林業関係では営農の集団化、また、県産木材供給センター建設事業及び11月からの稼働状況等について報告がありました。生産森林組合や農業振興協議会への助成金等に格差があるなどの意見や、山林の境界を明確化するため、早期に地籍調査等の対策を講じるよう求めました。商工観光関係では、特産物の振興、また、市としてそれにはもっと力を注いでほしいということ。観光では、体験を含めた宍粟市の観光を考えていただきたいとの意見を出しております。

次に、農業委員会であります。

数年来の耕作放棄地につきましては、周辺地域の環境に悪影響が出てきており、市としての適切な指導をすべきであります。

土木部。

市道整備や道路河川事業、市営住宅建てかえ実施については、記載のとおりであります。なお、住宅使用料について、平成22年度末の収入未済額は791万3,350円、56名であり、滞納指導で分納誓約が実行できない入居者につきましては納付指導を行っており、本庁と市民局で、連携での解決をしていきたいとの報告でありました。

次に、水道部。

一般会計分とそれぞれの事業、特別会計への繰出金の歳入歳出は、記載のとおりであります。全体的に各会計に対しては、水質汚染の問題や安全・安心・安価でエコを求める時代になってきていることから、自治体の中で5年、10年先を見越した設備投資や環境に対する研究はするべきであるとの意見が出ております。

滞納問題につきましては、山崎は本庁で、ほかは各市民局で対応し、徴収嘱託員を1名雇用とのことであり、分納誓約に応じてもらえない3戸は給水停止とのことであります。なお、波賀簡易水道管路耐震化工事のすべては、管の継手の部分にロックがかかるようになっており、震度6から7に耐えられる設計であるという回答でありました。

次に、会計課、議会事務局、監査委員、公平委員会、特記事項はありません。

教育委員会。

こども未来課が平成22年度から新設されております。幼保一元化につきましては、行政懇談会などで全体的な考え方を示しながら、市民との具体的な話し合いに入り、給食センター機能集積につきましては、平成21年度からの協議が続き、平成24年度に向かつての検証が進められております。

合併の未調整項目である保育所・幼稚園・小学校遠距離通学補助金につきましては、学校規模適正化と合わせ、宍粟市独自の補助を検討していきたいとの回答でありました。小椋奨学金、松本奨学金、波賀町奨学金につきましては15名の滞納があり、多くの未収額への対応を図っていただくようお願いいたします。

また、幼保一元化につきましては、少子化の時代を冷静に見きわめ、現実に沿った教育行政の実行を切に求めます。

そのほか、歴史的資料の集積や古文書などの電子書籍化についての質問には、寄贈者の意志、著作権の問題等で難しいとのことでありました。

次に、消防本部。

火災警報器設置期限は過ぎておりますが、高齢者や耳の不自由な方、低所得者への配慮を求めます。

次に、各特別会計の審査について御報告いたします。

国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、鷹巣診療所特別会計、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、それぞれの歳入歳出額は、記載のとおりであります。

簡易水道事業特別会計。

歳入歳出額は記載のとおりであります。波賀簡易水道施設整備事業が今年度の工事完了に伴い、市内の簡易水道設備の整備は終了いたしました。また、平成21年の台風9号により被災した箇所も復旧率も上がりまして、平成22年度末、95.9%になっております。

次に、下水道事業特別会計、歳入歳出総額は記載のとおりであります。公共下水の負担金は、接続していなくても供用開始になっていれば支払わなくてはならないため、猶予申請が提出されておらず、徴収猶予となっていないものの一部は滞納扱いになっております。なお、平成22年度末の接続率は、公共下水道区域内では83.88%、特環下水道区域内で90.33%となっております。

農業集落排水事業特別会計、歳入歳出総額は記載のとおりであります。

水道事業特別会計。

収益的収入及び支出は、記載のとおりであります。今年度は平成21年台風9号による災害復旧工事のうち、記載の各工事が実施されております。

病院事業特別会計、収益的収入及び支出は記載のとおりであります。

病院につきましては入院、外来とも患者数が伸び、赤字が前年度比較で約3億円から1億2,000万円に減っておりますが、常に最新の医療を提供できる体制は不可欠であり、もう一步の努力を期待いたします。院内保育所は必要性が低くても、看護師や女性医師が勤めようとする判断材料になりますので、ぜひつくる方向に向かわれることを望みます。

次に、農業共済事業特別会計、収益的収入支出は記載のとおりであります。

最後に採決状況について報告いたします。

第39号議案、平成22年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第51号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての13議案は、すべて全会一致で認定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（岡田初雄君） 決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

会議の途中でありますので、ここで暫時休憩をいたします。午前10時40分まで休憩をいたします。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○議長（岡田初雄君） 会議を再開いたします。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑、討論、採決は一部分割して行います。まず、第39号議案について質疑、ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第39号議案について討論を行います。

通告がありますので、通告に基づき、順次発言を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 最初に、私は決算特別委員会の委員であったわけでありませけれども、先ほど委員長報告では全会一致との報告でありましたけれども、大変

委員として申しわけないと思うわけでありますけれども、採決の当日、体調を悪くしまして、採決には欠席しておりましたことをまずおわびした上で、討論を行いたいと思います。

それでは、一般会計、第39号議案に対する反対討論を行います。

以下、問題点を指摘したいと思います。

まず第1点目には、地域公共交通についてはいろいろな議論がなされ、前進方向は見えてきておりますが、その手段、方法が地域住民のニーズに合っているものになっているかという点では、さらなる調査・検討が必要であります。この広大な面積を有する宍粟市は、それぞれの地域において交通ニーズの違いがあり、せっかくの公共交通があっても利用しにくい、利用できないという実態があります。手間はかかっても地域住民のニーズをしっかりとつかみ、低料金での利用、ドア・ツー・ドアなど、交通弱者に配慮した公共交通施策を構築すべきであります。

2点目には、26億6,500万円もかけた地域情報システムの普及状況を見ますと、しーたん通信は、地上デジタル放送が受信できる山崎町城下小学校区が2010年度末でも60%を超えていないという状況であります。この問題に関しては、日本共産党議員団は山崎の中心部はコミュニティFM放送システムを採用するべきと主張しましたが、万が一このまま普及が進まないとすれば、公費の大きな無駄遣いになってしまいます。

3点目には、し尿くみ取り券不正問題で代金の横領事件については裁判で決着を見たことになりましたが、その裁判の中で、その当時の職員が語る証言された内容は、余りにもその事務処理のずさんさが明らかになっております。田路市長は任意弁済金という形で代金の不明分を関係職員に要請し、決算書にもその収入が計上されておりますが、個人のプライバシーの問題があることは十分承知しておりますが、事は公費の問題であり、裁判で決定された賠償金を除いても1,000万円を超えるお金が解決されないまま、時効の関係もあり、この事件は終わろうとしております。せめて、任意弁済に応じた職員の役職名ぐらいは公表すべきではなかったでしょうか。それが公務員としての責任の取り方ではないでしょうか。

4点目には、土地の借上料がいろいろな事業で計上され、山崎道の駅、伊沢の里など、収益事業については事業収益から借上料を支払える経営を指定管理者に求めるべきでありますし、山崎西中のグラウンドについては菅山振興会との話し合いをしっかりと持って、無償譲渡を求めるべきであると考えます。

5点目には、住宅建設等の貸付金の返済問題では、市民生活部の資料で既に借受

人本人が亡くなっているケースも多数あり、その相続がどうなっているかもつかんでいないとの状況でありました。約1億5,000万円に上る返済残高について、早急に対応する計画を立てるべきであります。

最後に、毎年述べていることではありますが、庄能上牧谷バイパスの歩道の幅員は見直し、事業費の縮減を図るとともに、区画整理事業についてはいつまでも引き延ばすのではなく、区画整理の網を外す努力をすべきであると考えます。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 6番、福嶋です。

一般会計の部分についての賛成討論を行います。

歳入決算額270億5,850万円に対し、歳出決算額は260億1,534万7,000円でありま
す。翌年度へ繰越財源2億2,372万6,000円を除いた実質収支額は、8億1,942万
7,000円の黒字であります。

また、景気の低迷ほかによる市民税の徴収低下においては看過できない部分もご
ざいますが、市債は前年比2億円余り減少し、財政健全化への努力の跡がうかがえ
ます。今後において、世界情勢も悪く、景気も低迷する中で、行財政改革は避けて
通れません。ますますの努力を望み、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで、討論を終わります。

これから第39号議案について採決を行います。

第39号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第39号議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第39号議案は、原案のとおり認定されました。

続いて、第40号議案から第45号議案の6議案について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。

これにて質疑を終わります。

第40号議案から第45号議案について、討論を行います。

通告に基づき、順次発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

第44号議案並びに第45号議案についての反対討論を行いたいと思います。

これらはいずれも国の制度によるものでありますけれども、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療であります。少なくとも直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう国に求めるとともに、兵庫広域連合に対して保険料の引き上げを中止するよう求めるべきであります。

また、介護保険については年度末で3億7,000万円を超える積立金があり、この財源は保険料の軽減に速やかに使うべきであります。

また、施設入所の待機者が多数おられるのが現実であり、このままでは保険あって介護なしの状況にあると思います。早急に特別養護老人ホームの増設に努めるべきであると考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 第44号議案について、賛成の立場で討論いたします。

75歳以上になると高額医療が増加し、小さな市町村では保険制度を維持することができないため、新しくつくられた制度であります。すべての国民が健康保険制度の恩恵を受けられるためにも、この会計への賛成といたします。

○議長（岡田初雄君） 賛成討論。ほか、第45号議案について。

9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、第45号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成討論をいたしたいと思います。

御案内のとおり、本市の高齢化率は27%と、本当に超高齢化社会になっております。それに伴い、保険給付費も対前年度比較ということで、7.1%と大きく増えています。この保険給付費の財源は1号被保険者、65歳以上の方からの保険料として20%、そしてまた2号被保険者、40歳から65歳の方から30%負担していただいております。残り50%を国・県・市でそれぞれ負担しておるのは御案内のとおりで

あります。介護対象者の増は避けられない状況ではありますが、一方で介護予防等にも取り組まれ、介護保険事業の適正な運営に努力されていると思います。つい最近までは、家庭、家族で、おじいちゃんおばあちゃんの世話、看病をするというような時代もあったんですけども、核家族化などによって、家庭の介護、看護力というのが低下して、それを補うため、皆で支え合う介護保険制度ができたとは私は認識しております。先ほども3億7,000万円の基金積立、基金の預金の話が出てましたけども、これにつきましては、やはり将来に備えるために当然必要な額であろうと、このように思っております。

もう1点の施設への入所待ち、これも高齢化率が上がるにつれてふえてきておるわけでございます。今後、これは大変、入所待ちへの解決というのは大きな課題であると思いますけれども、今のところデイサービス、あるいはショートステイ、そしてまたヘルパーさんの派遣など、他の介護サービスによって対応されているとは私は思います。保険あって介護なしの状況ではないと申し上げ、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

これから、第40号議案から第45号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第40号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第40号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第40号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第41号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第41号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第41号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第42号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第42号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第42号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第43号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第43号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第43号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第44号議案について採決をします。

第44号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第44号議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第44号議案は、原案のとおり認定されました。

続いて、第45号議案について採決します。

第45号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第45号議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第45号議案は、原案のとおり認定されました。

続いて、第46号議案から第51号議案までの6議案について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第46号議案から第51号議案について討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ないようでございます。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第46号議案から第51号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第46号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第46号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第46号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第47号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第47号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第47号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第48号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第48号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第48号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第49号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第49号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第49号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第50号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第50号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第50号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第51号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第51号議案については委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第51号議案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第7 第54号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第54号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第54号議案、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される非常勤公務員であり、宍粟市からは11名が委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、活躍をいただいているところであります。

このたび、千種町河内874番地1、堂場政彦氏が任期を満了し、平成24年3月31日で任期切れとなります。つきましては、その後任に千種町河呂279番地、木原

朗氏を人権擁護委員候補者に推薦しようとするものであります。

木原 朗氏は、人格識見ともにすぐれ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、人権擁護委員として適任者と確信し、推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第54号議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

第54号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第54号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第55号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第8、第55号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第55号議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布されましたが、当該法

律の中で障害者自立支援法において、移動に著しい困難を有する視覚障害者等の移動支援を自立支援給付の対象とするなど、障害者及び障害児の地域生活を支援するための改正がなされたことから、同法に規定される条文を引用しております公務災害補償に関する2条例において、ずれが生じたため今回改正しようとするものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第55号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第56号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第9、第56号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第56号議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、家畜伝染病予防法の改正に伴い、農業災害補償法の一部が改正されたことに伴う改正となります。

改正内容につきましては、家畜共済に係る共済金の交付対象となる廃用の範囲から、家畜伝染病予防法による家畜評価額の全額が手当金として交付される場合を除外する改正を行うものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第56号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第56号議案は産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第57号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第57号議案、宍粟市分担金等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第57号議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現行の宍粟市分担金等徴収条例第3条では、分担金の額は当該事業に要する費用から、国または県からの交付を受けた補助金の額を控除した額を超えない範囲内とし、一定の率で定める基準により算定した額と規定をいたしております。

しかしながら、近年の台風などによる自然災害の増加から国及び県においては農

地保全の観点から、土地改良事業の制度、内容等が多様化され、あわせて国などが示す事業負担割合も多様化してきております。

このような国・県の動向に対応した補助事業を円滑に進めるためには、国・県の基準により当該事業に見合った適切な地元分担金を徴収する必要があることから、その賦課基準について改正をしようとするものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今、市長の説明でおよそわかったんですけども、ただ、分担金のことなので、市民負担につながることでお聞きしたいと思うんですけども、いわゆる別表に定める基準と異なる基準を定めるというのは、今言われたように、いわゆる通常の事業ではなくて、主にそういう災害復旧事業、そういうものを想定して今回の改正につながっているのか、あるいは災害復旧事業も含めて通常の事業も、国や県も財政が厳しい中で、そういう補助率を引き下げることによって分担金が逆にふえるとか、そういうふうなことも含んでこういうふうな内容の改正が今回行われているのか、そのあたり、もう少し具体的な内容がわかればお示し願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員が申されましたように、現行の宍粟市の分担金徴収条例で、災害につきましては、それぞれ増高申請等の補助率が変更してまいりますので、17%以内という表示をしていますが、その他の土地改良事業については事業費の17%というふうな限定をさせていただいています。

現行の農業農村の整備事業が国レベルで非常に減少する中で、事業主体が国から県、県から市へと移管される状況になっております。そのような状況の中で、従来の国・県の土地改良事業で採択に合わない小規模な農業用施設の事業につきまして、新たに県の補助を受けて、市が事業主体で行おうとする場合に今回改正しようとするもので、具体的にはため池の整備事業等がございます。その中で、土地改良にあります費用負担につきましては一定ガイドラインが示されております。農業効果と

農業外効果が明記をされまして、それぞれ現行の17%以内の形が今、ため池事業では示されておるところでございます。

今後の、先ほど出ました受益者の負担の動向につきましては、全体の傾向として中山間地域の振興のために新たな土地改良事業から今回のような機能の保全なり、それから国土の維持管理という観点から、一定市町の負担は増になりますが、農家の負担は軽減される方向に新しい制度はされております。なお、詳細につきましては後日の委員会のほうでお示しをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第57号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第57号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第58号議案～第59号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第58号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例についてから、第59号議案、宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第58号議案及び第59号議案について、一括して説明を申し上げたいと思います。

最初に、第58号議案につきましては、宍粟市下水道条例第10条では、一定の基準を超えた汚水を排出すると、その終末処理施設に負担がかかるため、このような汚水を公共下水道に投入する者に対して、除外施設等を設置する義務を課すことを規定をいたしております。

今回、下水道法施行令が改正をされまして、水質汚濁防止法に定める特定事業場

からの排出基準が一部緩和されたことから、その基準を準用している第10条について同様の改正を行おうとするものであります。

また、同条で引用しております条文について、下水道法の改正に伴います改正を今回あわせて行うものであります。

次に、第59号議案でございますが、これにつきましては、兵庫県浄化槽指導要綱が平成23年10月に改正されたことから、この要綱を引用しております関係条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、宍粟市生活排水処理施設条例及び平成23年6月議会にて議決をいただきました宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例の条文において兵庫県浄化槽指導要綱第4条第7項第1表「人員算定及び設計水量・水質の算定基準表」という表現をしておりましたが、県要綱の改正により、「別表1」と字句の改正をするものであります。

以上、2議案について一括して説明を申し上げます。以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

59号議案について、これも市民負担にかかわることなのでお聞きしたいんですけども、第4条第7項第1表と、いわゆる改正の別表1というものは、その算定基準そのものが変わってきておるのか、そのあたり具体的にどうなるのか、お示し願いたいなというふうに思うわけですがけれども、この間も郵便局なんか再編されまして、郵便局の集配業務なんかなくなった郵便局については大変職員数は減っておるのに、旧来の床面積とかそういう部分から算出されるので、下水道料金が、人数が少なくなったにもかかわらず減らないというふうな苦情も聞いたことがあって、担当部のほうへどういうことになっておるんでしょうかというふうなことでお聞きしたときに、近いうちにそういうふうな基準が変わるので改定もできるんじゃないですかというふうなこともお聞きしとった記憶があるんですけども、そういうふうなことと具体的に今回の算定基準の別表の改正というのは関連があるのか、それとも全く同じ別表で従来の算定方式と変わらない、その字句だけの変更なのかお聞きしたいのがまず1点目であります。

それと、もう一つは、合併前から下水道の使用料の算定方式をどうするかとい

うことでいろいろと議論になっておったんですけれども、山崎の場合は、流域下水道の場合は水道使用料に見合った下水道料金を算定するというふうなことになっております。それでそれ以外のところは今、書いてありますように人頭割での算定というふうなことになっておって、特に飲食業なんかをされておられる方とか、理容店等、美容室なんかも経営されている方からも意見が出ておったことなんですけれども、お客さんが多いときには確かに水道使用料もたくさん使ってということになるんですけれども、お客さんが少ないときには当然水道使用料も少ないけれども、下水道使用料については人頭割を基準に面積の算定基準で来るので全く変わらない、不公平ではないかというふうなことで、旧町の中ではそういうふうな、ある意味、山水を使っておられる方もありますので、町水道だけを使っておられる方については水道の使用料から算定、それ以外の方についてはまた別の算定方式でというふうなことも検討に入っておったような段階もありました。

そういうふうな中で、流域下水道については、その施行規則を見ますと、井戸水等を利用されている方については1人当たり1カ月7トンの使用料を見てというふうなことで、そういう計算をするということになっております。そういうことから言いますと、もし今回の、そういう算定人数の根拠も変わるということであれば、そういう今、市の上水や簡易水道を使っておられるのみの家庭については水道料金に見合った下水道料金の体系もあわせて考えるときに来ているのではないかなと思うんですけれども、今回の改正がどういうふうな内容なのか、そういう算定基準が変わるのであれば、あわせて検討しなければならない課題かなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） まず、1点目の第1表と別表1の違いにつきまして、申し上げます。

この改正は、ほとんど内容的には変わっておりません。変わっているところは用途別で、学校施設関係のみが変わっております。そのところの人数算定式の軽減率が変わっております。ちょっと下がっております。保育所、幼稚園、小中学校では0.25が0.2に、少し軽減されております。高等学校では0.31が0.25になっております。これを数字に当てはめると、約100人の生徒がおりますと0.25掛ける場合と0.2掛ける場合になってきます。ということは、5人が軽減されていることになります。それで試算しますと、約140万円ほどが減額になります。

それと、もう一つ、郵便局の関係でありますけれども、郵便局の関係は、試算的に

は変わっておりません。この別表1では変わっておりません。何が変わっているかと言いますと、事務所関係といたしましては延べ面積になっております。それで波賀町の郵便局におきましては、事業所から多く使用料をいただくということになっておりましたので、延べ床面積になっております。それで適用が約18人となっております。それを今度見直しまして、やはり山崎、一宮、波賀、千種と同じ面積の考え方をいたしますと、約ではありますけれど、まだこの数字が少し下がってきます。そのような関係で四、五人になるんじゃないかと思っております。まだこれは計算しておりませんのでわかりませんが、かなり下がるということになります。これで今度事業所関係の延べ床面積、この数字ではじき出して、今度徴収することになります。

それともう1点、下水道の使用料体系につきましてではありますが、これは全国的には重量制による使用料体系、今全国で約85%ほどがこの重量制を取り入れられております。ほとんど使用した水に応じて発生する処理費をもとに使用料を算定されております。それで下水道事業は特別会計で運営されておりますが、平成25年度には公営企業法適用の企業会計での運営が国で今検討されているところであります。使用した水の処理費用に対しまして負担が明確となることから、この重量制による使用料の算定を検討いたしまして、平成26年度より宍粟市内、同一使用料に統一したいと考えております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） そしたら今回の別表の算定基準が変わることによって、今言われたようなところについては下がるということと、もう一つは平成26年度に向かって重量制を主とした、そういう使用料の体系を目指しているということではないですか。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） そのとおりであります。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第58号議案から第59号議案までの2議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思ひ

ます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第58号議案から第59号議案までの2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第12 第60号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第12、第60号議案、平成23年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第60号議案について説明を申し上げます。

今回の提案内容につきましては、宍粟市農作物共済事業に、平成20年度から平成22年度の3カ年継続加入し、被害がない、あるいは被害が少ない農家に対して農業共済条例第42条第1項の規定により、その3カ年に負担した掛金の2分の1を限度として無事戻し金を交付しようとするものであります。

その財源といたしましては、農家の負担した掛金を積み立てた特別積立金と兵庫県農業共済組合連合会からの交付金を財源といたしております。

以上です。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第60号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は、議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託することに

決定しました。

日程第13 第61号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第13、第61号議案、大字及び字の区域の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第61号議案について説明を申し上げます。

山崎町青木地区の県営ほ場整備事業につきましては、平成24年3月の換地処分登記に向けて事務を進めておりますが、工事完了に伴い、従来の地形が大幅に変更され、大字及び字区域を完了後の区画の形状に合わせて変更する必要が生じております。

今回の区画変更を行うに当たりまして、大字地区では大字山崎町高下及び大字山崎町青木の区域からそれぞれの大字の区域に編入される面積に大きな差が生じないよう考慮をしながら、字区域では工事により新しくできた道路、水路、ほ場の区域の境界を変更後の字界とし、青木土地改良区主導のもと関係自治会等と協議をし、その調整が整いましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第61号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第61号議案は、議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第14 第62号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第14、第62号議案、市道路線の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第62号議案について説明を申し上げます。

今回、認定しようとする路線は、与位自治会より申請がありました4路線について審査をしたところ、与位地区内の市道間を連絡する生活道路として利用されており、道路認定基準要綱第2条第1号に規定する「市道間を連絡する道路」に該当するため、新たに市道与位24号線から27号線としてそれぞれ認定をしようとするもので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第62号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第62号議案は、議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第15 第63号議案～第66号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第15、第63号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）から第66号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第63号議案から第66号議案までの補正予算4議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度の事務事業執行に係る実質的な最後の補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう補正措置を講じることにより、円滑な事務事業の実施を行おうとするものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次説明を申し上げます。

最初に、第63号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）につきましては、緑地公園整備事業についてスケジュールの精査、進入路等の事業費の変更に伴い債務負担行為の変更を行うとともに、補正総額で歳入歳出それぞれ2億4,852万5,000円を増額し、補正後の総額を238億4,674万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、子ども手当が特別措置法の施行によって10月から本年度末まで延長されたことに伴いまして、地方特例交付金及び普通交付税の再算定が行われ、その結果、それぞれ増額、減額の補正を行っております。

分担金及び負担金では、県単独緊急ため池整備事業、農業用施設災害、林業施設災害の災害復旧に係る分担金を増額計上をいたしております。

国庫支出金では、障害者自立支援法移行施設の増加に伴う増額、子ども手当の精査による減額、本年9月の台風災害に係る公共土木災害復旧費負担金の増額等を行っております。

県支出金では、自立支援法に係るもののほか、緊急ため池整備事業補助金、農業用施設及び林業施設災害復旧費の補助金等を増額し、子ども手当にかかるものについて減額の補正計上をいたしております。

財産収入につきましては、昨年度まで貸与しておりましたごみ収集車について、動産売却収入を増額計上し、諸収入では自治コミュニティ事業の採択による助成金、公有建物損害共済金等を増額計上をいたしております。

市債につきましては、主に災害復旧事業に伴う増額と緑地公園整備事業の精査に伴う減額等を計上しているところであります。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費で、高度情報化通信事業において移設等で新たに必要となる光ケーブル工事費を増額計上し、緑地公園整備事業については地元協議等によりスケジュール、工法等の精査を行い、今年度の工事費を減額するとともに、グリーンエネルギー機器、木質バイオマスエネルギー機器の導入促進に係る補助金等を増額いたしております。

民生費では、上下水道料金の見直しに伴い、高齢者世帯等の負担軽減を図る助成

制度を創設したことにより、当該経費を補正計上するとともに、障害者福祉サービス費、居宅生活支援費等サービスの利用の増加に伴う扶助費等を増額しているほか、子ども手当の制度改正に伴い、支給費を精査し、減額をいたしているところであります。

衛生費では、ごみ収集業務委託料の精査による減額を行うとともに、燃料費の高騰に対応するため使用料の多い施設について増額を行っております。

農林水産業費では、緊急ため池整備事業実施に伴う委託料のほか、農業生産基盤整備、林道等補修、高性能林業機械購入の補助金について、それぞれ増額補正を行っております。また、消費者行政関連では複雑多岐にわたる案件に対し、相談業務の充実を図る必要があることから、専門家の助言等を受けるための報償費を増額いたしております。

消防費におきましては、自治コミュニティ助成事業による救急救助等の訓練用備品購入費の増額のほか、広域避難所への情報伝達手段の確保のため、音声告知放送設備の設置費等を計上いたしております。

教育費では、来春の学校規模適正化に伴う千種小学校への移行に伴う電算システム改修委託料のほか、自治コミュニティ事業で実施しております山崎文化会館自主事業、地域の芸術環境づくり事業の補助金等を増額補正いたしております。また、学校給食運営費におきましては、児童・生徒数の減少に対し、効率的な給食センター運営を図るべく、一宮給食センターと波賀給食センターの機能を一宮給食センターに集積し、実施することの検証を本格的に行える食器・食缶の購入費や食缶洗浄施設の改修経費を計上し、課題の有無や解消に努めることにより市民の方々に理解していただける給食の提供を目指すものであります。

最後に、災害復旧費では9月の台風災害に伴う農林水産業施設災害、公共土木施設災害及びその他の復旧事業費の増額補正を行っております。

次に、第64号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、一般被保険者療養給付費、高額療養費等の精査による増額補正を行い、歳入では療養給付費等負担金、同交付金、財政調整交付金、共同事業交付金等精査した結果、歳入歳出それぞれ9,310万円を増額し、補正後の総額を45億3,140万3,000円といたしております。

次に、第65号議案、平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、介護認定調査件数の増に伴う関連経費の増額及び高額介護サービス費の精査により増額補正し、その財源につきましては、介護給付費の国

県負担金及び支払基金からの介護給付費交付金等を充当し、またルール分について一般会計から繰り入れた結果、歳入歳出それぞれ672万6,000円を増額し、補正後の総額を38億4,009万1,000円としております。

次に、第66号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、水道施設費において落雷による機器の罹災に対応する予算を増額計上し、その財源については全額公有建物災害共済金を充てた結果、歳入歳出それぞれ304万5,000円を増額し、補正後の総額を7億7,134万6,000円といたしております。

以上、補正予算4議案につきまして、一括して概要の説明を申し上げました。冒頭で申し上げましたとおり、平成23年度の諸施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講じているものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 2点お聞きしたいと思うんですけども、まず一つは、16ページの光ケーブル工事の2,440万円なんですけれども、これは今、市長が移設工事というふうなことで言われました。財源を見ても丸々一般財源で充てられております。この工事の延べの延長の長さと言いますか、そういうものでありますとか、今後、電柱に添架してありますけれども、そういう工事があるごとにこれだけたくさんの経費がかかってくるものなのかどうか。そういうことになると、大変維持管理費というのが当初の計画よりも相当膨らんでくるんじゃないかなと思いますので、そのあたりがどういう見通しになるのか、お聞かせください。

それと、もう一つは学校給食センターの関係で、今、学校給食センターの統合の経費を上げているというふうに言われましたし、冒頭のあいさつでも、これは行政改革の一環なので市長としてはどうしても取り組まなければならない課題だというふうにおっしゃられました。

それでお聞きするんですけども、当初予算の段階では、同じように給食センターの機能集積ということで工事費が270万円、備品90万円、食器等220万円というふうなことが当初予算では計上されております。それで今回はその2倍以上の予算が計上されておるわけなんですけれども、これが具体的にどういうふうな内容になっ

ておるのかということが一つと、あと市長も言われたように、波賀のほうから波賀の給食センターを残してほしいという嘆願書が出ておる中で、こういうふうな予算計上をされるといふことについてはどういうふうにご考慮されるのか。その点についてご回答願えればと思います。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 光ケーブルの工事内容のことにつきまして、お答えをいたします。

補正の予算内容は宍粟市の地域情報推進基盤施設において整備いたしました光ケーブルの道路工事等に伴う移設費用、新たな住宅等の建築に伴う新規の引き込み、また増設費用、自然災害等によるケーブル断線等による復旧費用、それから住宅の除去等に伴う撤去費用と広域避難所となっております市内小中学校体育館への新規引き込み等に係る経費について、4月からの実績、また平成22年度、前年度の実績を勘案いたしまして、今後における工事予測が2,440万円と想定をいたし、増額補正を計上したものでございます。

今後もこのような工事は発生するのかというふうな二つ目の御質問でございますけれども、市内における道路整備工事であったり、共架しておる関西電力の電柱、NTT柱の老朽化に伴う柱の建てかえ等にかかわる移設、撤去工事、また新たな住宅の、先ほど申し上げましたさまざまな要因で工事をしなければならない部分についての工事経常費というふうにご考慮しております。施設の維持管理を行う上においてもこの対応は必須のことというふうにご考慮しておりますので、一般財源の財源とする関連する予算の計上も行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 先ほど御質問のありました給食センターの関係でありまして、具体的な部分も含んでおりますので私のほうから御答弁を申し上げたいと、このように思います。

予算書等々の24ページの教育費、保健体育費、学校給食運営費の関係であります。

中で、25ページであります。まず、配送車購入費700万円です。これにつきましては、一宮給食センターの配送車でありまして、平成4年に購入をしております。もう既におおむね20年を経過しようとしております。傷みも非常に激しくなっております。今回前倒しをさせていただいて、来年の4月に向けてより安全を確保したいと、そういう観点の中で計上をさせていただいております。

次に、消耗機材、24ページであります、11項の需用費の関係であります。消耗機材の700万円、さらにまた工事請負費の800万円であります、これにつきましては、機能集積に関係する予算であります。そこで具体であります、この700万円につきましては、食缶、それから食器、それぞれの購入に充てるものであります。食器につきましては、波賀の関係部分について、おおむねであります、予備も含めまして500人分を用意していきたい、このように考えております。茶わんであったり、汁わんであったり、トレーであったり、大皿であったりと、そういうものであります。また、食缶であります、御案内のとおりそれぞれの食材等を含めて入れるものであります、これまでいろいろ保護者の皆さんから保温の問題についての御指摘がありました。今回新しくステンレス製の二重構造の食缶を購入させていただいて、より保温を高めていきたいと、そういうものを購入させていただきたいなど、このように考えております。したがって、お話のありました当初予算と絡めて、それぞれの部分について購入を計画していきたいと、このように考えております。

次に、改修工事費の800万円であります、現在波賀に置いておりますスチームコンベクションオープン、いわゆる魚等を焼く機械であります、この移設工事費として200万円予定をさせていただいております。また先ほど申し上げました、より保温性を高めるために、食缶を波賀・一宮管内すべてそろえ直すと、こういうことで、あわせてであります、その食缶洗浄機、これを新しく購入させていただきたいと、このように考えております。

なお、また食缶洗浄機は、御案内のとおり平成7年に一宮町が新しくセンターを建てかえなされておりますが、それ以来のものでありまして、既に老朽等々もあり、今回の保温を高める食缶の購入とあわせて工事費として計上させていただいております。

次に、いろいろ市民から出とるけども、あわせてどうかという関係の御質問であります、事務方としてこれまでいろいろ検証にも努めてまいりました。その結果についても、これまで保護者や市民の皆さんにもいろいろ御説明を申し上げてきました。その立場の上で御答弁を申し上げたいと、このように考えております。

これまで給食センターの使命であります安全・安心、さらに、保温状況や配送時間等々を含めて、かなり検証を重ねておったわけであります。その結果、機能集積に対応できると判断し、現在も給食センター職員等々によりますプロジェクトをつくり、あらゆる角度から検証をいたしておりますが、しかし、御案内のとおり10月

31日付でありましたが、明日の波賀の子どもを育てる会の嘆願書や、あるいはこれまでの保護者の皆様からいろいろ御意見をいただいております。中でも部分的な検証では不安がある。いわゆる本格的な実施検証が必要である、こういった声もいただいております。

先ほど申し上げました関係職員を含め、鋭意努力をいたしてまいりましたこれまでの検証につきまして、不十分な部分もあると考えておりまして、今後の集積に向けて、さらなる検証や整備、また施設等の整備も含めて、今回補正予算を計上させていただきます。重ねてよろしくお願い申し上げます。このように思います。回答とさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 結局は波賀の学校給食センターは廃止の方向で進むというふうなことになるんですけども、質疑なんでこれ以上は、また一般質問で詳しく述べたいと思いますけれども、将来的に認定こども園、それでまた今から国が、私たちは反対の立場でありますけれども、子ども・子育て新システムの中で考えておるこども園とかいうふうなことを考えた場合に、幼稚園の場合は3歳以上がこども園の対象になると。それでゼロ歳から2歳までが従来の保育所の対象、それと一方では幼稚園も残してもよいと。それも幼稚園も3歳以上が対象というふうなことも勘案すると、そのときには、こども園としては3歳以上の子どもには給食を提供しなければならないというふうなことも想定されております。

そういうことを考えた場合に、本当に今の小学校だけの学校給食を提供するというふうな観点からだけの学校給食センターのあり方でいいのかどうか。そういう部分まで踏み込んで考えた上で今の機能集積というふうなことを言われておるのか。私はもっとそれぞれの、今から認定こども園が進んでいくか進んでいかないかわかりませんが、そういう中においても3歳以上児の幼稚園に当たる幼児教育を進めていこうと思っても、やっぱりその幼稚園児に対する給食というのは喫緊の課題として上がってきます。そのときに、本当に今、集積をして、波賀の給食センターは廃止した。でも、結局また新しい施設でその人数の規模に合う給食室をつくらなければならないとか、そういうふうなことも具体的に進んでいけば想定できるのではないかなというふうに思うんですけども。だから、もっと総合的に、幼保一元化のことも含めて、やっぱり学校給食センターのことは考えていかなければならないのではないかなということを、私は今、研究をしておりますので、また一般質問のときに具体的に申し上げたいと思いますけれども、そういうふうな視点も

必要ではないかと思うんですけど、教育長、いかがですか。そういう視点、全く。

○議長（岡田初雄君） 直接質疑には関係ない部分もあるんですが、給食センターの集積についてのみ、答弁がありましたら。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） これまで給食センターにつきましてはいろいろ準備、検証等を進めてきたところでございます。その目標に向かって、今、いわゆる3月末までの検証に係る、あるいは準備に係る予算の計上としてお願いをしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 続いて、8番、岩薨昭美議員。

○8番（岩薨昭美君） 今、岡前議員のほうの質疑で福元部長からの説明を聞きまして大方わかったんですが、確認をしたいと思います。

一つは、車のいわゆる購入費、これは増車というんじゃなくて、一宮の古くなった部分を更新したいんだと、こういうことですね。それから工事費の中に含まれるものは、現在の波賀町の給食センターのいわゆる部分も含んでいるということで、市として実証に向けたいわゆる考え方であると。機能集積については要望書等のこともあり、現在市長、あるいは教育長も出席の住民、あるいは各種団体との話し合いのまだ最中だということもあるんだけど、その問題にかかわりなく、いわゆる現在の給食体制を維持していくためにも必要な老朽化の補修も含めた部分であるというように理解していかと、こういうことですよ。確認です。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、車の購入については現在のものについての買いかえと、こういうことで、より安全性を高めていきたいと、このように思っております。それから申し上げましたように、これまで検証も重ねてきました。そのことについても不十分な部分もあるかなと。なお一層、さらなる検証に努めていきたい。そのためにはいろんな意味での食缶の洗浄機等々を含めて、工事費として計上させていただいております。

なおまた、波賀の分については、オープンについては現在ある波賀の分を移設して、一宮の給食センターの中でそういったものを含めて検証させていきたいと、こういうことでもありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第63号議案から第66号議案までの4議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第63号議案から第66号議案までの4議案は議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月13日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

(午前11時53分 散会)